

第24回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年5月31日 13:30~14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員
10番 菅原 雄一委員	12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員
14番 中川 浩幸委員	16番 稲場 洋二委員	17番 松下 裕幸委員
18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員	20番 野澤 勲委員
21番 志賀 忠浩委員		

(以上 16名)

4. 欠席委員

8番 浅野 徳昭委員	9番 細川 裕委員	11番 佐藤 裕司委員
15番 瀬戸 賢成委員		

5. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾	次長 高山 直樹	主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美	杉野 恵	熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名

10番 菅原 雄一委員
12番 山崎 隆史委員

6. 議事日程 会期決定について 令和5年 5月 31日 (1日)

報告第39号	現況証明願について (市街化区域)
報告第40号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第41号	釧路市人・農地プラン作成に伴う意見聴取について
議案第106号	農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第107号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第108号	河川法第34条許可申請に係る進達について
議案第109号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第24回釧路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は16名です。
議事録署名人に10番、菅原雄一委員、12番、山崎隆史委員を指名しますので、
よろしくお願い致します。
なお、会期は本日5月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧ください。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはあり
ませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が
3件ございます。

報告第39号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページにございます、報告第39号「現況証明願」について
ご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地
であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページにございます。

公簿地目が畑である、XXXXXXXXXXの1筆、面積 XXXX m²の土地につ
いて、所有者であるXXXXXX氏の代理人である、XXXXXX氏より現況証明願があり、
5月17日、事務局職員3名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外
であり、利用状況は建築済地でしたので、5月18日、会長専決により証明書の発行
を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」についてご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に、報告第40号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書8ページでございます、報告第40号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書9ページの表の1番は、相続人■■■■氏より、被相続人、■■■■氏が所有していた、■■■■、他26筆、面積合計■■■■㎡の農用地を、令和5年4月21日、相続し所有権を取得したとして、令和5年5月8日、その旨の届出があり、5月9日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第40号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、次に報告第41号「釧路市人・農地プラン作成に伴う意見聴取」について報告して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書10ページでございます、報告第41号「釧路市人・農地プラン作成に伴う意見聴取」について報告致します。

提出いたしました意見書が議案書11ページ、概要説明の資料が12ページございます。

現在策定している「釧路市人・農地プラン」が目標年度を迎え、継続するにあたりプランの策定が必要であるため「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定に基づき、令和5年5月10日、釧路市より意見を求められたことから、5月12日、会長専決により意見書を発行致しました。

以上、1件の「釧路市人・農地プラン作成に伴う意見聴取」について報告致します。

議長

野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第41号「釧路市人・農地プラン作成に伴う意見聴取」について質問等を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について事務局より説明して下さい。

それでは、議案書の13ページでございます、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で6件、音別地区で3件の通知がございました。

議案書14ページと15ページの表の1番は、資料が18ページから21ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他65筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、議案書15ページの表の2番は、資料が22ページと23ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他4筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の3番は、資料が22ページと24ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、議案書16ページの表の4番は、資料が22ページと25ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の5番は、資料が26ページと27ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他8筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の6番は、資料が26ページ、28ページ、29ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他3筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月1日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、議案書17ページの表の7番は、資料が30ページから33ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他13筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月10日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の8番は、資料が30ページと34ページにございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、借主であります■■■■氏との間で、令和5年5月10日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の9番は、資料が30ページと35ページでございます。
[]氏が所有する、[]、他1筆、面積合計 []㎡の農用地について、借主であります []氏との間で、令和5年5月10日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

以上、9件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしくお願ひ致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

事務局
塩田事務局長

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第106号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の36ページでございます、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」についてご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で8件、釧路、阿寒地区で1件、阿寒地区で6件、音別地区で7件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書37ページと38ページの表の1番は、資料が48ページから51ページにございます。

[]氏が所有する、[]、他65筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]に、年間 []円で賃貸借を行うものがございます。

次に議案書38ページの表の2番は、資料が52ページと53ページにございます。

[]氏が所有する、[]、他4筆、面積合計 []㎡の農用地について、[]に、年間 []円で賃貸借を行うものがございます。

次に議案書38ページの表の3番は、資料が52ページと54ページにございます。

氏が所有する、
、他1筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の4番は、資料が52ページと55ページにございます。

氏が所有する、
、他8筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の5番は、資料が56ページと57ページにございます。

氏が所有する、
、他8筆、面積合計 m^2 の農用地について、
氏に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書40ページの表の6番は、資料が56ページと58ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、面積合計 m^2 の農用地について、
氏に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の7番は、資料が56ページと59ページにございます。

氏が所有する、
の1筆、面積 m^2 の農用地について、
氏に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の8番は、資料が56ページと60ページにございます。

氏が所有する、
の1筆、面積 m^2 の農用地について、
榛澤孝氏に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書41ページの表の9番は、資料が61ページから63ページにございます。

氏が所有する、
、他2筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の10番は、資料が64ページと65ページにございます。

氏が所有する、
の1筆、面積 m^2 の農用地について、
氏に 円で売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書42ページの表の11番は、資料が64ページから66ページにございます。

氏が所有する、
の1筆、面積 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の12番は、資料が67ページから70ページにございます。

氏が所有する、
、他10筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書43ページの表の13番は、資料が71ページから77ページにございます。

氏が所有する、
、他19筆、面積合計 m^2 の農用地について、
に、年間 円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書44ページの表の14番は、資料が71ページと78ページにござい

ます。

氏が所有する、の内の1筆、面積㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の15番は、資料が79ページから82ページにございます。

氏が所有する、の内、他10筆、面積合計㎡の農用地について、に年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書45ページの表の16番は、資料が83ページから85ページにございます。

氏が所有する、他10筆、面積合計㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の17番は、資料が86ページと87ページにございます。

氏が所有する、他1筆、面積合計㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書46ページの表の18番は、資料が86ページと88ページにございます。

氏が所有する、の1筆、面積㎡の農用地について氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の19番は、資料が86ページ、89ページ、90ページにございます。

氏が所有する、他6筆、面積合計㎡の農用地について、氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の20番は、資料が91ページと92ページにございます。

氏が所有する、他1筆、面積合計㎡の農用地について、に年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、議案書47ページの表の21番は、資料が91ページと93ページから96ページにございます。

氏が所有する、他8筆、面積合計㎡の農用地について、に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の22番は、資料が91ページ、97ページ、98ページにございます。

氏が所有する、他5筆、面積合計㎡の農用地について氏に、年間円で賃貸借を行うものでございます。

以上、22件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から8番の現地調査結果について、調査委員長の野澤勲委員より報告をお願いします。

委員
野澤委員

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から8番について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他65筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、2番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他4筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、3番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、4番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他8筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、5番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他8筆、合計[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、6番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他2筆、合計[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、7番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

次に、8番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年5月16日、釧路地区農業委員3名、及び事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件を、すべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

野澤勲委員、ありがとうございました。

次に、9番から15番の現地調査結果について、調査委員長の菅原雄一委員より報告をお願いします。

委員
菅原委員

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の9番から15番について、調査報告を致します。

9番につきまして、釧路地区の土地も含まれますが、併せて現地調査いたしましたので、一括ご報告いたします。

9番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他2筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、10番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]氏に[]円で、売買による所有

権の移転を行うものであります。

次に、11番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、12番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他10筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、13番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他19筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、14番の申請の内容は、[]氏が所有する[]の1筆、[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、15番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他10筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年5月17日、阿寒地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

菅原雄一委員、ありがとうございました。

次に、16番から22番の現地調査結果について、調査委員長の志賀忠浩委員より報告をお願いします。

委員

志賀委員

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

16番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他10筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、17番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農用地について、[]に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、18番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、面積が[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、19番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他6筆、合計[]㎡の農用地について、[]氏に年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、20番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]、他1筆、合計[]㎡の農用地について、[]に、年間[]円で、賃貸借を行うものであります。

次に、21番の申請の内容は、[]氏が所有する、[]

他8筆、合計 〇〇〇〇㎡の農用地について 〇〇〇〇に、年間 〇〇〇〇円で、賃貸借を行うものであります。

次に、22番の申請の内容は、〇〇〇〇氏が所有する、〇〇〇〇、他5筆、合計 〇〇〇〇㎡の農用地について、〇〇〇〇氏に年間 〇〇〇〇円で、賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和5年5月18日、音別地区農業委員4名、及び、事務局職員3名で現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

志賀忠浩委員、ありがとうございました。

それでは、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致しますが、1番から4番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人の案件、10番につきましては、松下裕幸委員の同居の親族の案件、16番、17番、20番、21番につきましては、二谷幸裕委員と中川浩幸委員が役員を務める法人の案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番から4番を審議した後に、10番を、次に、16番、17番、20番、21番を、最後に5番から9番、11番から15番、18番、19番、22番を審議することとします。

それでは、1番から4番を審議いたしますので、清水幸治委員は退出して下さい。

(清水幸治委員退室)

議長

野村会長

それでは、1番から4番を一括して審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長

野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長

野村会長

賛成多数と認め、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番から4番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長

野村会長

1番から4番は、原案のとおり決定致しました。

次に、10番を審議いたしますので、松下裕幸委員は退出して下さい。

(松下裕幸委員退室)

議長
野村会長

それでは、10番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

事務局
塩田事務局長

質問がないようですので、採決致します。
議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の10番について原案に賛成の委員は挙手して下さい。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の10番については、原案のとおり決定致します。
退室されている松下裕幸委員は、入室して下さい。

(松下裕幸委員入室)

事務局
塩田事務局長

10番は、原案のとおり決定致しました。
次に、16番、17番、20番、21番を審議いたしますので、二谷幸裕委員と中川浩幸委員は退出して下さい。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員退室)

議長
野村会長

それでは、16番、17番、20番、21番を一括して審議いたします。
質問、意見を求めます。

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の16番、17番、20番、21番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の16番、17番、20番、21番については、原案のとおり決定致します。
退室されているみなさんは入室して下さい。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員入室)

議長
野村会長

16番、17番、20番、21番は、原案のとおり決定致しました。
次に、5番から9番、11番から15番、18番、19番、22番について、一括して審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。
議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番から9番、11番から15番、18番、19番、22番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第107号「農地法第3条の規定による許可申請」の5番から9番、11番から15番、18番、19番、22番については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の99ページでございます、議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」についてご説明致します。

河川区域内の土地を占有するためには、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者であります北海道知事の許可が必要となりますが、その許可を権利譲渡する申請には、農業委員会の意見書を添付し進達することになっております。

今回は、釧路地区で4件、音別地区で1件の許可申請がございました。

議案書100ページの表の1番から4番ですが、譲渡人、譲受人がすべて同じでありますので、一括ご説明いたします。

表の1番は、北海道が管理する阿寒川の河川敷地、
、面積 m^2 について、資料が102ページと103ページでございます。

次に、表の2番は、北海道が管理する阿寒川の河川敷地、
面積 m^2 について、資料が102ページと104ページでございます。

次に、表の3番は、北海道が管理する阿寒川の河川敷地、
、面積 m^2 について、資料が102ページと105ページでございます。

次に、議案書101ページの表の4番は、北海道が管理する阿寒川の河川敷地、
、面積 m^2 について、資料が102ページと106ページでございます。

これらの件につきまして、氏が採草放牧地として占有許可を受けていた権利を、に譲渡するため申請があったものでございます。

次に、表の5番は、資料が107ページと108ページでございます。

北海道が管理する音別川の河川敷地、の畑とし

て占用許可を受けていた 〇〇〇〇 m²、及び、〇〇〇〇〇〇〇〇の採草地として占有許可を受けていた 〇〇〇〇 m²について、〇〇〇〇氏から〇〇〇〇〇〇〇〇に譲渡するため申請があったものでございます。

以上の5件の「河川法第34条許可申請に係る進達」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明のありました、議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」について審議致しますが、1番から4番につきましては、清水幸治委員が役員を務める法人の案件、5番につきましては、二谷幸裕委員と中川浩幸委員が役員を務める法人の案件ですので、それぞれ議事参与の制限にあたります。

従いまして、最初に1番から4番を審議した後に、5番を審議することとしますので、清水幸治委員は退出して下さい。

(清水幸治委員退室)

議長
野村会長

それでは、1番から4番を一括して審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」の1番から4番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」の1番から4番については、原案のとおり決定致します。

退室されている清水幸治委員は入室して下さい。

(清水幸治委員入室)

議長
野村会長

1番から4番は、原案のとおり決定致しました。
次に、5番を審議いたしますので、二谷幸裕委員と中川浩幸委員は退出して下さい。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員退室)

議長
野村会長

それでは、5番を審議いたします。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」の5番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第108号「河川法第34条許可申請に係る進達」の5番について原案のとおり決定致します。

退室されているみなさんは入室して下さい。

(二谷幸裕委員、中川浩幸委員入室)

議長
野村会長

5番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に、議案第109号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

議案書の109ページでございます、議案第109号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」についてご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会は、この報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書110ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、

で、令和4年9月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第109号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第109号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第109号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました。他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和5年 5月 31日

議長 野村 照 明

署名委員 菅原 雄一

署名委員 山崎 隆史

Fig